

# 船舶事故調査報告書

平成30年10月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年5月15日 09時49分ごろ
発生場所	広島県大崎上島町津久賀島北北東方沖 津久賀島北方灯標から真方位025° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 16.7′ 東経132° 50.8′)
事故の概要	漁船第八濱栄丸は、西南西進中、漂泊中のプレジャーボート第二正伸丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八濱栄丸、19トン HS2-3340（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 第二正伸丸、5トン未満（5.20m） 273-3864広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷舷縁等に擦過傷及び船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約0.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	A 船は、船長Aほか6人が乗り組み、下碇機灯標を船首目標とし、津久賀島北北東方沖を約16ノットの対地速力で西南西進していた。 船長Aは、左舷船首方約300mに漂泊しているB船及び左舷船首方約1～2kmにA船の前路を右方に横切る状態で航行するフェリー（以下「C船」という。）を認めた。 A船は、船長Aが、C船が針路を変えずにA船の船首方を通過する状況であったので、距離が近くなるC船を避けることとし、左舵を取ったところ、A船の左舷船首部がB船の右舷船尾部に衝突した。 船長Aは、左転する際、B船を既に航過していると思っていたが、C船の動向を見て左舷方をよく見ていなかったため、B船がA船の左舷側天井部から船首部に延びるクレーンの死角に入っていたことに気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、船首を西方に向けて漂泊し、釣りを行っていた。 船長Bは、右舷船尾方を西南西進するA船を認め、A船がB船の右

	<p>舷方を航行すると思い、釣りをしながら漂泊を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、A船が急に左転したことに気づき、危険を感じて同乗者Bと共に海に飛び込んだとき、A船が衝突した。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、津久賀島北北東方沖を西南西進中、船長Aが、左舷船首方を右方に横切るC船を避ける目的で左転する際、C船の動向に注意を向け、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、クレーンの死角に入っていた漂泊中のB船に気付かずに左舵を取り、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、津久賀島北北東方沖で漂泊中、船長Bが、A船がB船の右舷方を通過すると思っていたところ、左転したA船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、津久賀島北北東方沖において、A船が、西南西進中、船長Aが左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、クレーンの死角に入っていた漂泊中のB船に気付かずに左舵を取り、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、特定の方向に注意を向け過ぎることなく、常時適切な周囲の見張りを行うこと。</li> </ul>